

[平成28年第 1 回定例会－03月10日-03号]

◆13番(戸田久和議員) よい答弁だったと思いますが、時間がないので次に進みます。
件名の2、品格の高い魅力ある行政をつくっていくことについて。

(2) モラルのよい業者が有利になる選定方法の工夫について。

1、法律違反をして処罰を受けた業者の場合、処罰が終わったら、法的には入札資格においては善良な業者と全く同じ扱いをしないといけない。しかし、処罰が終わっているとしても、頻りに違法行為を行ってきた業者と、違法に全く手を染めずに真面目にやってきた業者が公共の工事や納品の選定において全く同じ扱いになるのは、品格の高い魅力ある行政をつくっていくのにふさわしいとは言えない。過去10年間にさかのぼった法律違反や処罰について、選考点に含めるとか、選考資料に記載するようにするなどの工夫をすべきではないか。

2、行政処分や裁判による有罪判決に至らない場合でも、社会的モラルに反する、企業モラルに欠ける、公害輸出、侵略戦争や占領に加担等々、それなりに強い社会的指弾を受けている企業と、工事や納品・出店の契約を市がした場合、抗議文や抗議活動にさらされ、門真市という名前がネットでも全世界的に永続的に汚名をこうむり、それらに対応・対処する労力・費用を余儀なくされるという、行政的な被害とコストを負うという側面からの考察・検討も必要ではないか。そういった企業との工事や納品・出店の契約について、こういう新たな側面の考察をして、公募や選定の方法を改善していくべきと思うが、どうか。

◎重光千代美 総務部長 戸田議員御質問のうち、一部につきまして私より御答弁申し上げます。

モラルのよい業者が有利になる選定方法の工夫についてであります。

まず、法律違反をして処罰を受けた業者の場合、処罰が終わったら、法的には入札資格において善良な業者と全く同じ扱いをしないといけない。しかし、頻りに違法行為を行ってきた業者と違法に手を染めずに真面目にやってきた業者が工事等の選定において全く同じ扱いになるのは、品格の高い魅力ある行政をつくっていくのにふさわしいとは言えず、工夫すべきではないかについてであります。3年間の委託契約の指名競争入札において、指名理由の中で、門真市が発注した業務において、本業務の入札実施の通知日以前の過去3年間に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であることを設定しておりますが、過去の工事実績や法令遵守等を評価するなどの多様な契約制度について、議員の御指摘を参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

次に、行政処分や裁判による有罪判決に至らない場合でも、社会的モラルに反するや、企業モラルに欠ける企業との契約を市がした場合、行政的な被害とコストを負うという側面からの考察・検討も必要ではないかについてであります。議員御指摘のとおり、行政的な被害とコストを負うような契約にならないよう、不良不適格業者の排除を図るための情報

収集等は必要と考えております。

次に、そういったそれなりに強い社会的指弾を受けている企業との契約について、行政的な被害とコストという新たな側面の考察をして、公募や選定の方法の改善を検討していくべきだが、どうかについてであります。今後におきましては、不良不適格業者の排除と地域貢献を行う業者の育成等に資する契約制度について調査研究を行い、品格の高い魅力ある行政の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。